

水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部改正

水源地域対策特別措置法第二条第二項の政令で指定するダムとして、九頭竜川水系部子川足羽川ダムを新たに指定するとともに、神戸川水系神戸川志津見ダムの水系の名称を斐伊川水系に変更すること。

(第一項関係)

## 第二 附則

この政令は公布の日から施行するものとする。